

# 公益社団法人麹町法人会会費規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、当会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会費の種類)

第2条 当会の会費月額は、「別表1」のとおりとする。

## (会費の用途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

## (会費の納期)

第4条 会費の納入は年1回とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。

ただし新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費は次の方法により支払う。

- (1) 振込
- (2) 自動引落し
- (3) 集金

## (中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日の属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

## (会費の滞納)

第6条 会員が定款第8条第1項第5号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

## (その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

## 附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規定は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 3 平成29年6月15日 会費規程「別表1」改定(平成29年8月1日施行)。
- 4 施行日(平成29年8月1日)の前日において既に会員である者については、当分の間、すでに適用されていた会費規程によることができるものとする。

別表 1

正会員	資本金		月額
	300万円未満		500円
	300万円以上	1000万円未満 公益・医療・社団・財団・認定NPO等の法人	1000円
	1000万円以上	5000万円未満	1500円
	5000万円以上	1億円未満	2000円
	1億円以上	10億円未満	4000円
	10億円以上	100億円未満	5000円
	100億円以上		6000円